事　務　連　絡

平成30年9月10日

指定居宅介護支援事業所

管理者　様

白子町健康福祉課長

　　　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画　　　の届出について（通知）

　町行政につきましては、日頃格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の２の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が義務付けられたことから、下記のとおり提出書類等につきまして通知いたします。

記

1. 提出書類
2. 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画理由書
3. 基本情報
4. アセスメント表
5. 居宅サービス計画書（第1表～第7表）
6. 提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

1. 提出先及び問合せ先

白子町役場　健康福祉課介護保険係

住所　〒２９９－４２９２　千葉県長生郡白子町関５０７４－２

電話　０４７５－３３－２１１３

1. 届出の対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける居宅サービス計画

※当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画をいいます。